

島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(耐震基本方針:耐震重要度分類)

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別、 目録番号	図書名称	該当頁					
1	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.25,26等	「表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類」について、「関連配管」など異なる耐震クラスで同一の名称を記載している場合には、それぞれの耐震クラスが適用される範囲を明確にすること。	今回回答	表2-2では、申請設備の耐震重要度分類を整理して示すことを目的として、系統単位で関連配管を記載しています。配管系の耐震重要度分類の詳細な範囲は主要設備リストによりお示していることから、表2-2は現状のままとさせていただきます。	-	
2	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.23	「表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類」について、主蒸気隔離弁漏えい制御系など今回撤去する設備についても記すこと。	今回回答	主蒸気隔離弁漏えい制御系の除却に伴い、表2-2の凡例に「×印は撤去する設備」を追記し、表内の該当箇所へ「主蒸気隔離弁漏えい制御系」を撤去することを追記しました。	NS2-添2-001-04「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」P.23,27	
3	2021/11/10	NS2-添2-001-04(比)	比較表(VI-2-1-4)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)	P.7	設計基準対象施設、設計基準対象施設を兼ねる重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)の関係性について、図式化する等により簡潔に説明すること。	今回回答	設計基準対象施設、重大事故等対処設備および、重大事故等対処設備(設計基準拡張設備)の関係性について、補足説明資料(NS2-補-023-15)のとおり整理しました。	NS2-補-023-15「重大事故等対処設備の分類及び耐震設計の概要」	
4	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.54等	「表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類施設」について、*1が付されている設備の波及的影響評価の考え方(間接支持構造物への波及的影響評価を実施する)に対する、*1が付されていない設備の波及的影響評価の考え方を説明すること。	今回回答	表4-1の波及的影響を考慮すべき設備に対する注記*1について、*1は間接支持構造物のみへ波及的影響があるものを指していることを明確にしました。	NS2-添2-001-04「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」P.52,83	
5	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.86	サイフォンブレイク配管について、重大事故等対処施設だけではなく設計基準対象施設のSクラス設備にも分類されることを明確にすること。	今回回答	サイフォンブレイク配管は、技術基準に関する規則第69条(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)に基づく重大事故等対処施設であり、設計基準対象施設に該当しません。	-	
6	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	-	非常用取水設備や230V系充電器(常用)等について、重大事故等対処施設としての設備分類が、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)ではなく、設計基準対象施設を兼ねる常設重大事故緩和設備に分類される理由を説明すること。	今回回答	重大事故等対処設備(設計基準拡張)又は重大事故緩和設備(設計基準拡張)は、設置許可基準規則の各逐条要求に対するSA設備ではなく、有効性評価において機能を期待する設計基準対象施設という整理です。例えば、230V系充電器(常用)については、設置許可基準規則57条の要求に基づき、可搬型直流電源設備として使用する重大事故等対処設備として整理しているため、重大事故等対処設備(設計基準拡張)には該当していません。	-	
7	2021/11/10	NS2-添2-001-04(比)	比較表(VI-2-1-4)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)	P.5	車両型の間接支持構造物とはどのようなものであるか及びその有無を明確にすること。	今回回答	先行プラントでは常設の重大事故等対処施設として車両型のガスタービン発電設備がありますが、島根2号機には該当設備がありません。	-	

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(耐震基本方針:耐震重要度分類)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
1	NS2-添2-001-04	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.2	「2.2 発電用原子炉施設の区分」の「設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。」は、 誤記のため削除。	2021/11/5	
2	NS2-添2-001-04	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.9	表2-1(3/15)の「波及的影響を考慮すべき施設」の欄に「取水槽ガントリークレーン」を追記。	2021/11/5	
3	NS2-添2-001-04	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.17.22	表2-1(11/15)の逃がし安全弁排気管の支持構造物及び注記について記載の適正化をしました。	2021/11/5	
4	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.2	下位クラス施設に該当する設備を詳細に記載しました。(下線部参照) (旧)下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設(資機材等を含む。)をいう。 (新)下位クラス施設とは、Bクラス及びCクラスの施設に加え、 <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設 重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラ ス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故 防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない常設の 重大事故等対処施設等、上位クラス施設以外の発電所内にある施設(資機材等を含む。)をいう。</u>	2022/5/9	
5	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.10,11	補器冷却系の関連系の記載を充実させるために、表2-1(4/15)、(5/15)補助設備に原子炉補機海水系及 び高圧炉心スプレイ補機海水系を追記しました。	2022/5/9	
6	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.13	補器冷却系の関連系の記載を充実させるために、表2-1(7/15)補助設備に原子炉補機海水系を追記しまし た。	2022/5/9	
7	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.13	表2-1について、対象設備の名称を具体的に記載しました。(下線部参照) (旧)原子炉棟 (新) <u>原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)</u>	2022/5/9	
8	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.13	表2-1について、対象設備の名称を工認で使用している名称に修正しました。(下線部参照) (旧)非常用ガス処理系(非常用ガス処理系用排気筒含む) (新)非常用ガス処理系(<u>排気筒(非常用ガス処理系用)含む</u>)	2022/5/9	
9	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.14.51	以下の波及的影響を考慮すべき施設について具体的な名称に適正化。(下線部参照) (旧)1号機取水槽ピット部 (新)1号機取水槽ピット部及び1号機取水槽漸拡ダクト部底版	2022/5/9	
10	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.30	表2-2(8/30)「(8)蒸気タービン本体」の行に記載していた「○関連配管・弁(原子炉浄化系)」は、「(7)原子炉 冷却材浄化設備」に属するのが正しいため修正しました。	2022/5/9	
11	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.58,59,69,70	表4-1の1号機排気筒、1号機原子炉建物、1号機タービン建物及び1号機廃棄物処理建物について、間接支 持構造物以外にも波及的影響を及ぼすおそれがあることから、*1を削除しました。	2022/5/9	

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
12	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.71	2.常設重大事故緩和設備の(5)原子炉格納施設の「関連配管」に非常用ガス処理系配管が含まれるため、間 接支持構造物の欄に「タービン建物【Ss】」及び「屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)【Ss】」を追記しまし た。また、タービン建物が追記されたことにより、波及的影響を考慮すべき設備に「1号機タービン建物」を追記 しました。	2022/5/9	
13	NS2-添2-001-04改01	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等 対処施設の施設区分の基本方針	P.112	表4-2の1号機廃棄物処理建物について、建物名称の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧)1号機排気物処理建物 (新)1号機廃棄物処理建物	2022/5/9	
14	NS2-添2-001-04改01 (比)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-2- 1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処 施設の施設区分の基本方針)	P.10～27	表2-1に係る相違点の識別について、プラント固有の記載と表現の相違の記載を色分けし、わかりやすく整 理しました。	2022/5/9	